

口 頭 記 録

|            |  |            |      |                   |  |  |            |
|------------|--|------------|------|-------------------|--|--|------------|
| 部 長        | 技 監  | [Redacted] |      |                   |  |  |            |
| [Redacted] |  | /          |      |                   |  |  | [Redacted] |
| [Redacted] |  |            |      |                   |  |  | 担当         |
| [Redacted] |  |            |      |                   |  |  | [Redacted] |
| 打合年月日      | 平成 21 年 6 月 18 日 14 時 20 分<br>～17 時 20 分   |            | 相手方  | [Redacted]        |  |  |            |
| 起案年月日      | 平成 21 年 6 月 22 日   |            | 熱海市  | まちづくり課 [Redacted] |  |  |            |
| 決裁年月日      | 平成 年 月 日   |            | 廃棄物課 | [Redacted]        |  |  |            |
| 標 題        | [Redacted] の解体工事について   |            |      |                   |  |  |            |
| 用 件        | <p>* [Redacted] から、熱海市日金町における建物解体工事について熱海市役所に話を<br/>したい事項があるとのことであったので、熱海市役所においての話し合いに同席した。<br/>以下、[Redacted] から聴取した事項。</p>  |            |      |                   |  |  |            |
| 処 理        | <p>1 [Redacted] の工事への関わり</p> <p>[Redacted] は現場の鉄筋造り 5 階建て [Redacted] の地上部分の解体を<br/>請負ったもの。地下の基礎の解体は業務に入っていない。また、解体に伴い生ずる廃棄物の<br/>処理も業務に入っていない。</p> <p>ただし、基礎の処理は建物と一体で分離できなかったため、[Redacted] で行った。<br/>その分の費用は工事完了後に調整、支払うとの約束であった。</p> <p>なお、鉄筋の 2 棟の上側の木造建物の解体については [Redacted] が請負っている。</p>   |            |      |                   |  |  |            |
| ( 伺 い )    | <p>・発注者は [Redacted] は当該請負契約の立会者。</p> <p>・請負代金の支払いは [Redacted] から行われる。</p>  |            |      |                   |  |  |            |
| 概 要        | <p>請負金額は [Redacted] 万円。頭金で [Redacted] 万円、1 棟解体完了時に [Redacted] 万円、2 棟目解体完了時に<br/>[Redacted] 万円、完全完了時に [Redacted] 万円が支払われることとなっている。</p> <p>・契約は平成 20 年 12 月 1 日、工期は平成 21 年 2 月 25 日。</p> <p>・[Redacted] は建物解体、宅地造成工事の総合監理者。</p> <p>・( [Redacted] は [Redacted] の関連会社ではないかとの問いに対し)<br/>[Redacted] とは関係のない会社。勝手にホームページに載せられて<br/>いる。ただ、[Redacted] の土木工事を数多く請負っていることは事実。</p> |            |      |                   |  |  |            |

2 [redacted] が当該工事から手を引いた理由

- ・解体工事については [redacted] の請負った部分は全て完了している。  
基礎部分についても [redacted] で85%は完了し、残り15%も [redacted] が完了させたと認識 ([redacted] 自身が確認) している。
- ・ [redacted] は2月にこの工事から撤退したがその理由は次の2点。
  - ア 工事代金の支払いが滞ったこと
  - イ 工事内容について疑問があること、特に防災関係で土木工事の専門業者としては受け容れがたい内容であったため  
また、現場西側の山の土を境界も確認せずに切り始めたり土木工事の常識からはずれている。
- ・2月に撤退した際には、重機までは引き上げなかった。重機を引き上げれば、工事が中断するのは明らかであったためである。残余の工事については [redacted] の社員である [redacted] に指示をした。
- ・しかしながら、重機リース料さえも入金されないので、重機についても4月に引き上げた。

3 廃棄物の処理について

- ・がれき等建物解体廃棄物の伊豆山への運搬は [redacted] が自ら行っている。  
伊豆山での分別処理については、地元住民との関係（日金では処理ができない）で合意されたことである。
- ・ [redacted] は伊豆山でがれきをガラパゴスで破碎するといっている。  
しかし破碎した物を道路の下層路盤にすることは、その道路が将来市道になるのであれば、碎石の許可をもって行った破碎物を使用しなければならないので、不可能であると思う。  
宅地に使用することはできると思う。
- ・建物内にあった冷蔵庫、布団等の処理は [redacted] が行った。  
これらの処理については、後々トラブルになるのがいやだったので、全て写真に撮ってある。
- ・ [redacted] の工事で、解体したがれき等廃棄物に土を覆うといった行為は一切していない。このことは工事を引継いだ [redacted] にも嚴重に伝えてある。  
ただ、 [redacted] 氏の行った工事で、意図的な覆土ではないかもしれないが、一部土がかぶってきている現状はあると思う。
- ・ [redacted] が行った解体でも、廃棄物を埋め込んだようなことは一切ないと思う。  
埋めているのではないかとの地元の話もあったので、一度掘り返して確認もしている。  
仮に埋め込んだとしても、検査で発見されることなので、そのような行為はありえない。

4 地元からの要望等

- ・ [ ] さんから、ほこり、騒音で話があったことは事実。
- ・ 廃墟と化していた [ ] の建物が撤去され、日当たりや、治安の面でも良くなった（浮浪者が建物内に居住していたなど）ことから、現在では逆に感謝されている。

5 今後の工事見込み

- ・ 現状では、工事未完了のまま放置される可能性が高い。  
当該地の買い手が見つければ別であるが。
- ・ また、 [ ] から重機のリースや工事を頼まれても、業界内での評判が悪いので、請ける業者はいないのではないかと。
- ・ 結局工事を継続するには、自分（ [ ] ）がやるしかないと思うが、過去に何度も騙され（乗せられ）多額の未収金が [ ] にはあるので、頼まれても直に請ける訳には行かない。工事代金の支払いが何らかの形で担保される必要がある。
- ・ とはいえ、自らの土木業者としての責任感から何とかしたいとは思ふ。行政から [ ] [ ] に指導をしてもらい、 [ ] から依頼があれば、対応することを考えたい。なお、 [ ] に対して指導することは、 [ ] に責任逃れの口実を与えることになるので、しない方がよい。
- ・ さしあたり、がれきの崩落による危険を除去するためには、造成地の上部にがれきを移動させることも一つの手である。移動させて危険性を除去してから、その後の処理に時間をかけることも考えたかどうか。  
この方法であればとりあえずバックホーが3台あれば作業が可能だし、それほど期間も費用もかからないと思う。

6 [ ] について

- ・ 約束事を破ること等についてなにも感じない人物である。  
法的手段をとっても、ひるむことはない。逆に論破されることもある。
- ・ 他人を自分のペースに持ち込むことについては天才的である。  
借金の取立のための話をしに行くと、論点がすりかえられ、いつの間にか [ ] 氏の話に納得してしまうといった具合だ。
- ・ 各地の工事をその後の費用を計算し未完了で放置するのは、 [ ] 氏にとってはあたりまえ。  
逆に、買手がつけば、素早く動く。
- ・ バックには [ ] がついている。 [ ] は直接そちらへ流れている。

<今後の対応>

- ・現場が崩落の危険が除去されないまま、また、廃棄物が処理されないまま放置されることを防ぐため、廃棄物処理法に基づく指導を行う。
- ・指導にあたっては、
  - ア 誰に対して指導を行うか
  - イ 指導を行う廃棄物処理法上の根拠を明確にすることを留意して行う。
- ・さしあたり、廃棄物を処理する責任者（排出事業者）を特定するため、解体工事の届出をし、請負工事の発注者である[ ]に事情を聴取し、聴取内容を書面で確認する。